### 【事例1】暦年課税(特例税率)を適用する場合

私は、祖父から現金500万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、贈与の日は令和4年4月1日以後であるところ、私は同年1月1日において18歳以上ですので、「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。 なお、私は、令和3年分の贈与税の申告において、祖父(国税一郎)からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

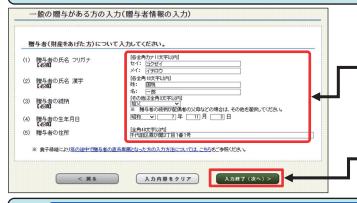
- ※ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用する場合、下記❶画面で選択した「贈与者の続柄」等により、 「特例税率」又は「一般税率」(注)の適用の判定は自動で行われます。
- (注)「特例税率」及び「一般税率」については、51ページを参照してください。

### 〇 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、19ページへ (直系尊属ではない贈与者もいる場合は、21ページへ)

- ※ 一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力) 画面へのアクセス方法については5~7ページを参照してください。
- 一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力) 画面で、

贈与者の氏名、生年月日、住所などを入力します。



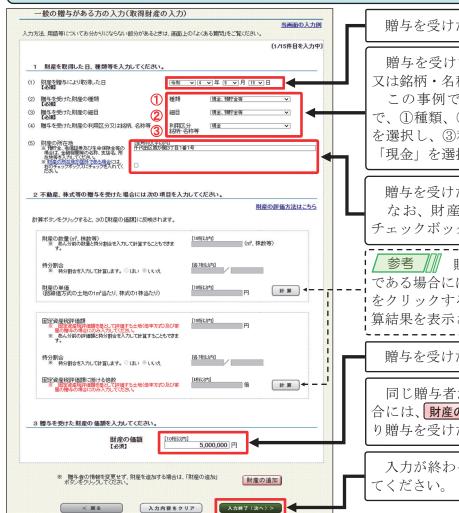
贈与者(財産をあげた方)の氏名(フリガナ・漢字)、続柄、生年月日及び住所を入力(選択)してください。

選択した続柄により、贈与者が申告される方(財産を取得した方)の直系尊属であるか判定します。

入力が終わったら、<mark>入力終了(次へ)></mark>をクリック してください。

# ❷ 一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力) 画面で、

贈与により取得した財産の種類や価額などを入力します。



贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分 又は銘柄・名称等を選択してください。

この事例では、贈与を受けた財産は現金ですので、①種類、②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については「現金」を選択します。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。 なお、財産の所在地が国外である場合には、 チェックボックスにチェックします。

参考 贈与を受けた財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、計算をクリックすることにより、「財産の価額」欄に計算結果を表示させることができます。

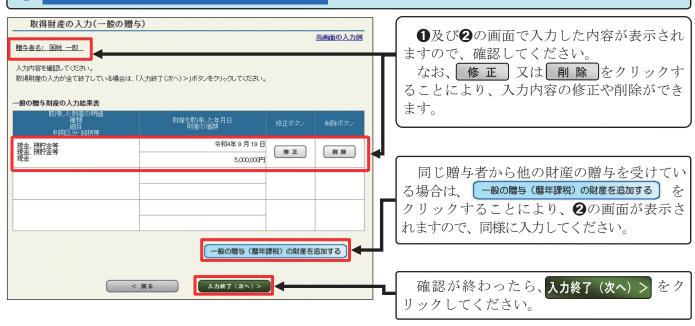
贈与を受けた財産の価額を入力してください。

同じ贈与者から他にも財産の贈与を受けている場合には、財産の追加をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産を入力してください。

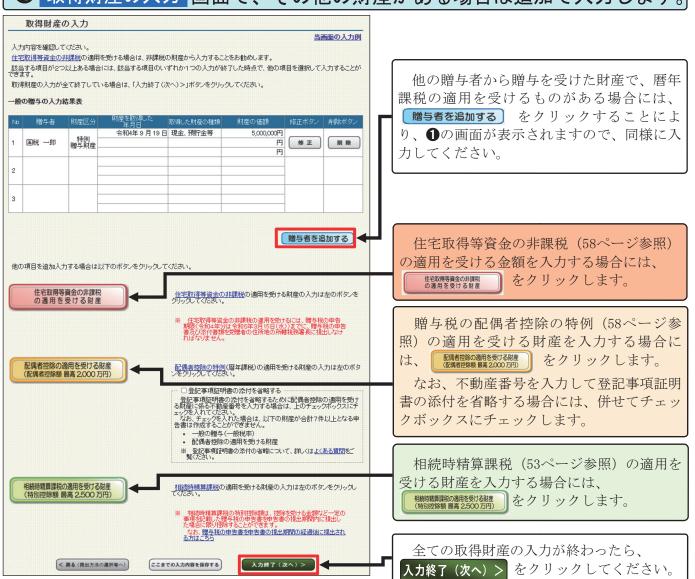
- 入力が終わったら、<mark>入力終了(次へ)></mark>をクリックし てください。

15

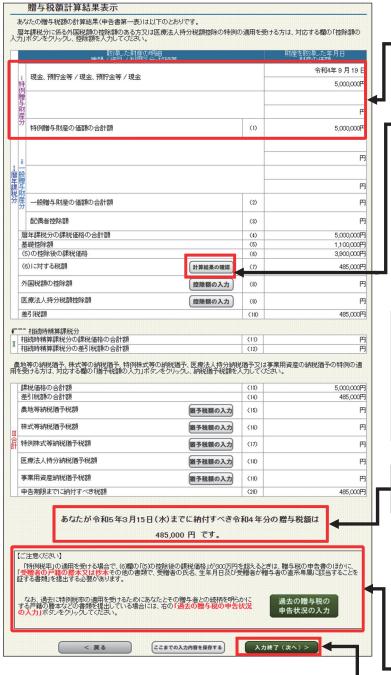
## 取得財産の入力(一般の贈与) 画面で、入力内容を確認します。



# ◆ 取得財産の入力 画面で、その他の財産がある場合は追加で入力します。



# **⑤** 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。



贈与を受けた財産について入力した内容が 表示されますので確認してください。

計算結果の確認 をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

暦年課税分に係る外国税額の控除額のある 方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を 受ける方は、対応する欄の 控除額の入力 を クリックし、控除額を入力してください。

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人の持分の納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の猶予税額の入力をクリックし、納税猶予税額を入力してください。

納付すべき贈与税額が表示されますので確認してください。

「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

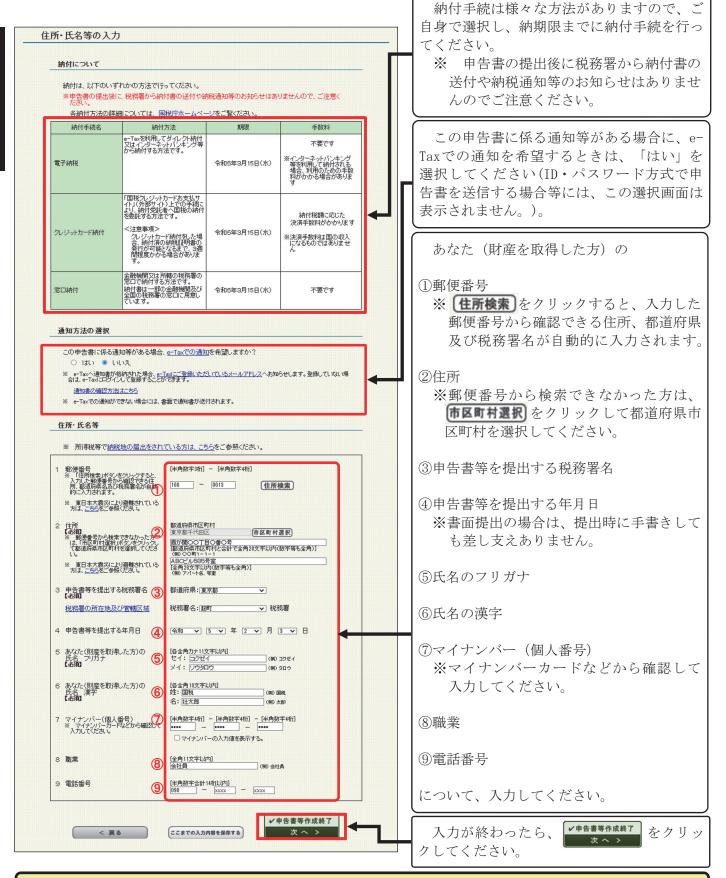
ただし、過去の年分において、同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるため当該書類を提出している場合には、

(金人) をクリックして過去の贈与税の申告状況を入力すれば、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

詳しくは51ページをご覧ください。

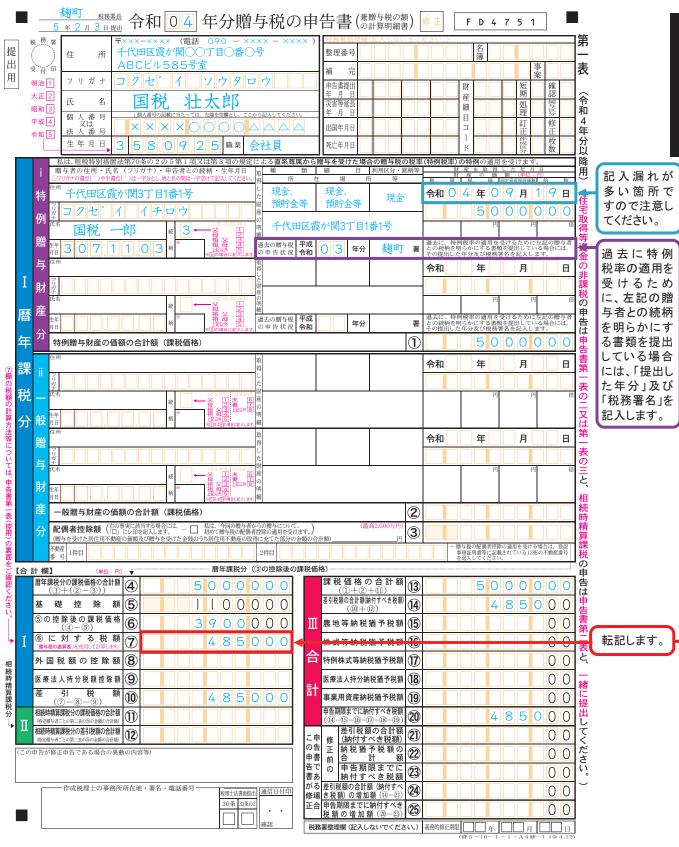
確認が終わったら、 <mark>入力終了(次へ)></mark> を クリックしてください。

# ⑥ 住所・氏名等の入力 画面で、住所・氏名・マイナンバー(個人番号)などを入力します。



画面の案内に沿って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。 書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署等に提出してください(2ページ参照)

## 〇 手書きで作成する場合



特 例贈 与財 産 支は 般贈. 与 財産 の いずれ か 方の みを取 得 Ü 場 合用

슦

和 4

年

分用

「特例贈与財産」(51ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、60ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。

なお、<u>この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありま</u>せん。

## 贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税 (暦年課税) の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する 必要はありません (申告書と併せて提出する必要はありません。)。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

### ● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳(注)以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

(注) 「18歳」とあるのは、令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000 円
基礎控除額	В	1, 100, 000 円
Bの控除後の課税価格【▲−B】	C	<b>3,900,</b> 000 円
<ul><li>○に対する税額</li><li>※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】</li><li>を使用して計算します。</li><li>(申告書第一表の⑦欄に転記します。)</li></ul>	D	485,000 円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合 特例贈与財産の価額の合計額(周)から基礎控除額(B) を控除した課税価格(同)に【速算表(特例贈与財産用)】

を使用して税額(D)を計算します。

△6,000,000 円 − 圓1,100,000 円 = □4,900,000 円 □4,900,000 円×20% (特例税率) −300,000 円 (控除額) = □680,000 円

#### 【速算表 (特例贈与財産用)】

基礎控除後 の課税価格	2,000 千円 以下	4,000 千円 以下	6,000 千円 以下	10,000 千円 以下	15,000 千円 以下	30,000 千円 以下	45,000 千円 以下	45,000 千円 超
特 例 税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	_	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

- <ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入すれば、当該書類を重ねて提出する必要はありません。
- ①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額 (1,100 千円) を差し引いた後の課税価格が 3,000 千円 を超えるとき
- ②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を 差し引いた後の課税価格\*が3,000千円を超えるとき
- ※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100 千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価 格となります。 \_

特例贈与財産の価額の合計額( $\Box$ 5,000,000円)から基礎控除額( $\Box$ 1,100,000円)を控除した課税価格( $\Box$ 3,900,000円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000円)を使用して贈与税額( $\Box$ 485,000円)を計算します。

### 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(51ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、60ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。